

佐野市刈払機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、協働の理念の下に市民活動団体が行う清掃活動のために、市が所有する刈払機を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「清掃活動」とは、市民との協働に寄与すると認められる次に掲げる活動をいう。

- (1) 河川、公園等の清掃
- (2) 地域における居住環境の向上を図る活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共性があると認められるもの

(貸出しの対象者)

第3条 刈払機の貸出しの対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町会（佐野市町会設置規則（平成17年佐野市規則第7号）別表に掲げる町会をいう。）
- (2) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又はボランティア活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、5日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの台数)

第5条 刈払機の貸出しの台数は、1回につき1台とする。

(貸出料)

第6条 刈払機の貸出しは、無料とする。

(使用範囲)

第7条 刈払機は、市の区域内の場所において、使用するものとする。

(申請)

第8条 刈払機の貸出しを受けようとする者は、刈払機貸出申請書（別記様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 運転免許証その他本人であることが確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 再度の申請は、前回の申請による貸出しが終了しなければすることができないものとする。

(許可)

第9条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは刈払機貸出承諾書(別記様式第2号)により、適当でないときはその旨を申請者に通知する。

(貸出し)

第10条 前条の規定により刈払機の貸出しの許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、刈払機貸出承諾書を提示し、刈払機の貸出しを受けるものとする。

(返却)

第11条 使用者は、刈払機の使用が終了したときは、原状に復し、返却しなければならない。この場合においては、刈払機の点検を受けるものとする。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、借り受けた刈払機の使用に伴い生じた事故について一切の責任を負うものとする。

2 使用者は、第4条に規定する貸出期間を厳守するよう努めなければならない。

3 使用者は、貸出しの許可を受けた目的以外に刈払機を使用し、又は他人に刈払機を転貸してはならない。

4 使用者は、借り受けた刈払機を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責任を負うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。